

証券コード7995

2022年6月22日

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目1番1号

株式会社バニカー

代表取締役社長 本 坊 吉 博

第122期 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の第122期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

- 報 告 事 項**
1. 第122期（自2021年4月1日至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第122期（自2021年4月1日至2022年3月31日）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項
第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末における配当金は1株につき75円と決定いたしました。これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株当たり125円となりました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は後記の<ご参考>のとおりであります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、高橋秀法氏(再任)が選任され、就任いたしました。なお、高橋秀法氏は社外監査役であります。

以上

<ご参考>

定款一部変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
(目 的) 第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。 1 (イ) ~ (ホ) (条文省略) (ハ) 不動産の売買、賃貸借および管理 (ト) (条文省略) (チ) 建設工事の請負ならびに建設工事に関する企画、設計、監理、 <u>マネジメントおよびコンサルティング</u> (新設) (新設) (新設) 2、3 (条文省略) <u>(参考書類のインターネット開示)</u> 第16条 当社は、株主總會参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。	(目 的) 第2条 (現行どおり) 1 (イ) ~ (ホ) (現行どおり) (ハ) <u>動産、不動産の売買、賃貸借および管理</u> (ト) (現行どおり) (チ) 建設工事の請負ならびに建設工事に関する企画、設計、監理および <u>マネジメント</u> <u>(リ) ソフトウェアおよび情報機器の開発および販売</u> <u>(ヌ) 前各号に関連する電子商取引などインターネットを利用した各種サービスの提供</u> <u>(ル) 前各号に関連するコンサルティング、エンジニアリング、その他技術・ノウハウに関する事業</u> 2、3 (現行どおり) (削除)

変更前定款	変更後定款
(新設)	<p data-bbox="532 233 746 267"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="526 288 919 466">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p data-bbox="522 486 913 860">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

変更前定款	変更後定款
(新設)	<p data-bbox="526 237 612 267"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="536 292 884 322"><u>(電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="526 347 840 378"><u>第 1 条 現行定款第16条</u></p> <p data-bbox="555 402 912 527"><u>(参考書類のインターネット開示) の削除および変更案定款第16条 (電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="555 543 912 764"><u>の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70条) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日</u></p> <p data-bbox="565 780 902 811"><u>(以下「施行日」という。)</u></p> <p data-bbox="555 827 884 911"><u>から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="526 927 845 958"><u>2 前項の規定にかかわらず、</u></p> <p data-bbox="555 974 912 1252"><u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条 (参考書類のインターネット開示) は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="526 1269 902 1299"><u>3 本条の規定は、施行日から</u></p> <p data-bbox="555 1316 912 1494"><u>6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>